

相模原市告示第381号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次の特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項により準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年8月18日

相模原市長 本村 賢太郎

1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり



南

区

上鶴間本町六丁目
南区上鶴間本町六丁目地内

663

エンゼル相模大野
マナービル

特定生産緑地の解除

箇所番号	所在	面積 (㎡)
663	南区上鶴間本町六丁目地内	約1,470㎡